

土地改良施設管理基準及び運用・解説

－ 用水機場編 －

基準

基準の運用

基準及び運用の解説

平成30年5月

基準書目次

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
1 基準の位置付け	1.1 基準の運用の位置付け 1
	1.2 基準の適用範囲 1
2 管理の基本	2.1 管理の基本 5
3 管理の組織及び体制	3.1 管理組織 9
	3.2 管理体制の整備・確立 9
4 気象・水象の観測及び 情報収集	4.1 気象・水象の観測及び情報収集 11
	4.2 観測施設の設置及び管理 13
	4.3 河川流況等の把握 13
5 利水管理	5.1 利水管理の一般事項 15
	5.2 取水管理 15
	5.3 配水管理 15
	5.4 渇水時の管理 17
	5.5 省エネルギーの推進 19
6 運転管理	6.1 操作規程等 21
	6.2 異常時の措置 21
	6.3 業務継続計画（Business Continuity Plan : BCP）の整備 23

7	構造物の保安全管理	7.1	構造物の点検及び整備	25
		7.2	臨時の点検	25
		7.3	応急措置	25
		7.4	構造物の管理記録の整理、活用	27
		7.5	構造物の長寿命化を図る保安全管理	27
		7.6	用水機場周辺の整備及び環境保全	27
		7.7	人身に対する安全管理	29
8	設備の保安全管理	8.1	設備の点検及び整備	31
		8.2	完成図書等の整理・保管	31
		8.3	設備の管理記録の整理、活用	31
		8.4	ポンプ設備	33
		8.5	附帯設備	33
		8.6	パイプライン設備	33
		8.7	設備の長寿命化を図る保安全管理	33
9	土地改良財産の管理	9.1	管理受託のための準備	35
		9.2	管理委託協定の締結	35
		9.3	管理費予算の作成	35
		9.4	財産の他目的使用等	37
		9.5	財産の共有持分付与	37
		9.6	財産の改築、追加工事等	37
		9.7	他の法令による管理との関係	39
		9.8	管理台帳の備付け	39

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>1 基準の位置付け</p> <p>この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された用水機場の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p>	<p>1.1 基準の運用の位置付け</p> <p>この基準の運用（以下「運用」という。）は、国営造成施設の用水機場の管理に当たり、土地改良施設管理基準－用水機場編－（以下「基準」という。）を適用する際の運用について定めるものである。</p> <p>1.2 基準の適用範囲</p> <p>この基準は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定に基づき国営土地改良事業によって新築又は改築された農業用水の利用を目的とする用水機場のうち、かんがいのための最大取水量が 1.0m³/s 以上又はかんがい面積が 300ha 以上のものについて適用する。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

基準 1は、この土地改良施設管理基準－用水機場編－（以下「基準」という。）の位置付けに関する規定である。

運用 1.1は、この基準の運用（以下「運用」という。）の位置付けに関する事項である。

この基準及び運用では、用水機場の管理を行う際の一般的な基本事項とその実施方法を定めている。したがって、用水機場の管理を行う上で必要となる事項のうち、この基準及び運用に定めのない事項については、当該用水機場の個別の諸条件を勘案して、関連する技術書等を参考にしながら、的確な判断により決定することがそれぞれの施設管理者に求められる。

運用 1.2は、この基準の適用範囲に関する事項である。

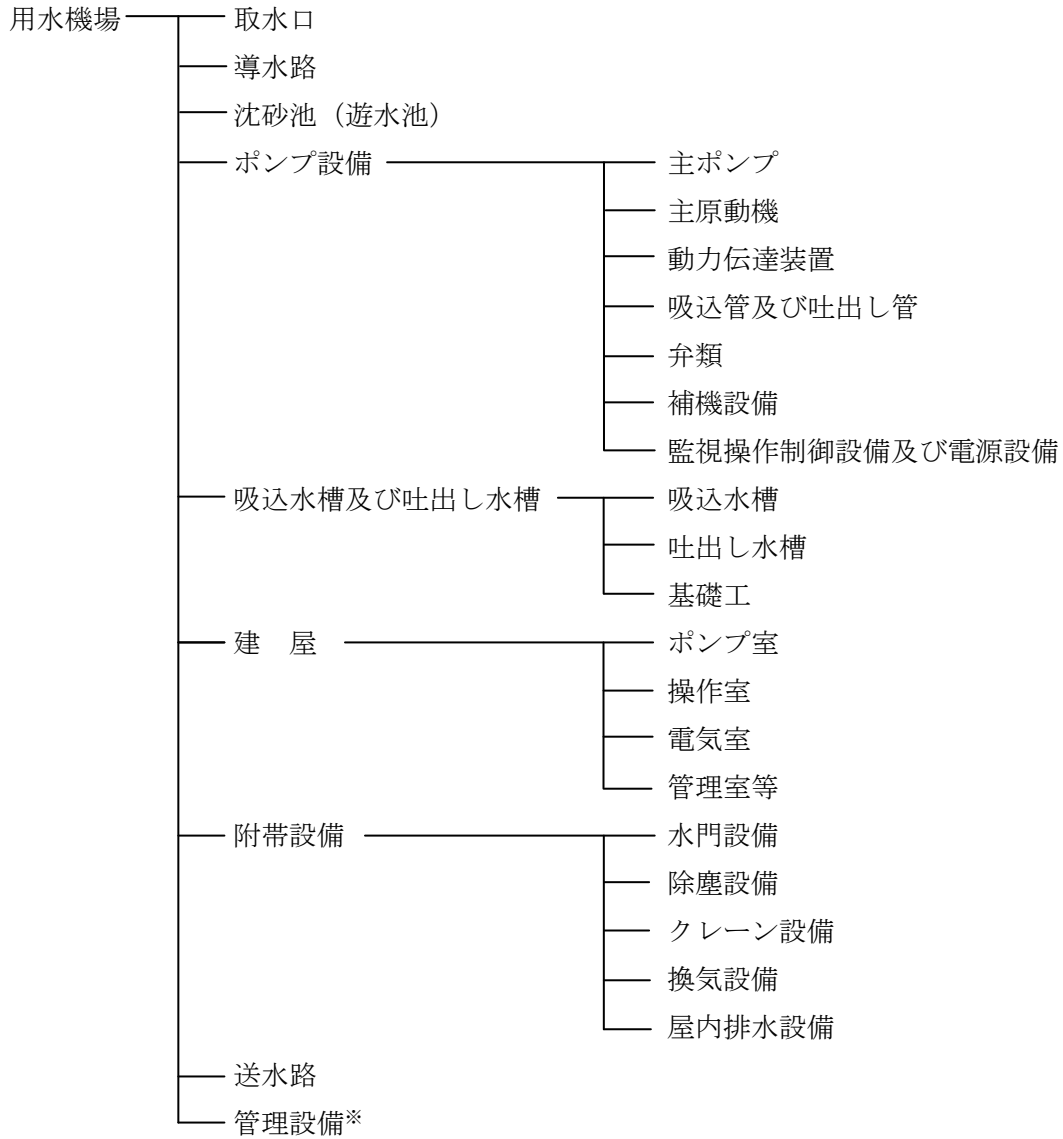
この基準を適用する用水機場の範囲は、主に設計上の構造物区分である吸込水槽からポンプ設備を設置した建屋を経て吐出し水槽に至るまでの区間を中心に、これに接続する取水口、導水路、沈砂池、用水機場敷地内に設置した附帯設備や管理設備等のほか、用水機場の管理に密接に関連する送水系施設の一部を含むものとする。

なお、かんがいのための最大取水量が $1.0\text{m}^3/\text{s}$ 未満又はかんがい面積が 300ha 未満の国営土地改良事業で新築又は改築された用水機場及び国営土地改良事業以外の事業により設置された用水機場や建設期間中の管理等の管理事業以外の行為については、この基準及び運用の適用を受けるものではないが、これらの場合においても、それぞれの施設管理者やその行為を行う者が、独自の判断の下にこの基準及び運用を準用することについてはこれを妨げない。

一般的な用水機場の構成を図-1.1 に示す。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）

基準及び運用の解説（通知外）



※管理設備とは、管理所、管理用道路、保安設備をいう。

図-1.1 一般的な用水機場の構成

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>2 管理の基本</p> <p>用水機場の管理は、用水機場及び関連する送水系施設との組織的な機能を適正に発揮させるとともに、環境との調和に配慮しつつ、施設の長寿命化を図る保全管理を行い、かつ、安全性を確保することを基本とする。</p> <p>この場合、関係法令等を遵守しなければならない。</p>	<p>2.1 管理の基本</p> <p>用水機場の管理の基本は、受益地へ農業用水を安定供給する機能を適正に発揮させるとともに、環境との調和に配慮しつつ、構造物及び設備の機能を維持するため、長寿命化を図る保全管理を行い、かつ、安全性を確保することである。</p> <p>また、管理の記録は適正に整理・保管し、その活用を図るものとする。</p> <p>用水機場の管理に当たっては、土地改良法、河川法（昭和39年法律第167号）等の関係法令を遵守しなければならない。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

基準 2 は、用水機場の管理の基本に関する規定である。

運用 2.1 は、用水機場の管理の基本に関する事項である。

用水機場は、河川、湖沼、貯水池、ため池あるいは農業用水路から必要な農業用水を取水し、機械的な動力で揚水し、水頭を確保することを目的として設置された施設であり、農業構造及び社会情勢の変化に伴う土地利用、営農形態の変化、混住化等の進行により、水資源の有効利用、水管理の合理化、地域の水環境の保全、施設の安全な管理等が求められている。

また、環境に対する国民的関心の高まりや土地改良法の環境との調和への配慮にかかる規定を踏まえ、施設造成時のみならず補修等を行う際においても、地域の田園環境整備マスタープランに基づいた対応を図ることが必要である。さらに、用水機場に集積するごみや混住化の進行に伴う騒音・振動の対策等、周辺環境との調和に配慮することが必要であり、これらの取組に当たっては、地域住民等の協力を得ながら新たな管理体制を確立することも有効である。

管理に当たっては、施設機能を適正に発揮させるだけでなく、災害防止、環境保全及び経済性に配慮しつつ、点検や整備等の保安全管理を効率的に実施しなければならない。また、管理の記録を適正に整理・保管し、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減に努めなければならない。

なお、用水機場の管理に当たって遵守しなければならない主な関係法令は表-2.1 のとおりである。

表-2.1 関係法令（1/2）

分類	根拠法	主な規制事項等	制定年
土地改良関係	・土地改良法	・土地改良事業全般	昭和 24 年
環境保全関係	・自然環境保全法 ・環境基本法 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・景観法	・自然環境保全地域内の行為の制限 ・環境保全施策のための規則 ・特定外来生物の取扱いに関する規制 ・景観計画区域内における行為の規制	昭和 47 年 平成 5 年 平成 16 年 平成 16 年
	公害防止関係	・大気汚染防止法 ・騒音規制法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・振動規制法 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	・燃料の燃焼に伴い発生する有害物質の規制 ・特定建設作業及び自動車騒音に関する規制 ・廃棄物の処理に関する規制 ・河川、湖沼、海等の公共用水域に排出される水に関する規制 ・特定建設作業及び道路交通振動に関する規制 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する規制

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）

基準及び運用の解説（通知外）

表-2.1 関係法令（2/2）

分類	根拠法	主な規制事項等	制定年
災害関係	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・地すべり等防止法 ・災害対策基本法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地内の行為の制限 ・農業用施設の災害復旧事業について ・公共土木施設の災害復旧事業について ・地すべり防止区域内の行為の制限 ・地域防災計画に定めるところによる住民等の責務 ・急傾斜地崩壊危険区域内の行為の制限 	明治 30 年 昭和 25 年 昭和 26 年 昭和 33 年 昭和 36 年 昭和 44 年
危険防止関係	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法 ・水防法 	<ul style="list-style-type: none"> ・防火地域内の行為の制限 ・水災を警戒し、被害助長の行為の制限 	昭和 23 年 昭和 24 年
河川関係	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面埋立法 ・河川法 ・河川管理施設等構造令 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、湖沼、海等公共用水流又は水面の占有及び行為の制限 ・河川区域内の行為の制限 ・河川管理上必要とされる一般的技術的基準 	大正 10 年 昭和 39 年 昭和 51 年
工事関係	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法 ・建築基準法 ・電気事業法 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の請負契約に関する制限 ・建築物に関する制限 ・電気供給区域内の行為の制限 	昭和 24 年 昭和 25 年 昭和 39 年
労働関係	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法 ・労働安全衛生法 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件に関する制限 ・労働災害の防止に関する制限 	昭和 22 年 昭和 47 年
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産法 ・電波法 ・船舶職員及び小型船舶操縦者法 ・気象業務法 ・道路法 ・有線電気通信法 ・水道法 ・砂利採取法 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律 ・電気通信事業法 	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産の管理及び処分事務について ・無線局及び無線設備に関する制限 ・小型船舶の操縦の制限 ・気象観測の行為の制限 ・道路の占有行為の制限 ・有線電気通信設備の設置及び使用の行為の制限 ・給水装置の構造、材質及び工事の制限 ・砂利採取業の行為の制限 ・エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関する所要の措置 ・電気通信事業の行為の制限 	昭和 23 年 昭和 25 年 昭和 26 年 昭和 27 年 昭和 27 年 昭和 28 年 昭和 32 年 昭和 43 年 昭和 54 年 昭和 59 年

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>3 管理の組織及び体制</p> <p>用水機場の管理に当たっては、当該用水機場の受益者からなる管理のための組織を設け、管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。</p> <p>施設管理者は、この決定事項に従って管理を行うものとする。</p> <p>また、施設管理者は、管理技術の向上に努めるとともに、用水機場の機能や規模に見合った管理要員を確保し、管理体制の整備を図り、安全で適正な管理を行うものとする。</p>	<p>3.1 管理組織</p> <p>用水機場の管理に当たっては、管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等の事項について、受益者からなる組織において調整及び意志決定を行うものとする。</p> <p>3.2 管理体制の整備・確立</p> <p>用水機場の管理を適正に行うため、土地改良法第 7 条、第 48 条等の規定に基づき定められる維持管理事業計画及び同法第 94 条の 6 の規定に基づく管理委託協定等をもとに、施設の機能や規模に見合った管理要員を確保し、管理体制の整備・確立を図り、安全で適正な管理を行うものとする。</p> <p>また、設備の規模等に応じて必要な資格を有する管理技術者を選任するものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

基準 3 は、管理の組織及び体制に関する規定である。

運用 3.1 は、管理組織に関する事項である。

用水機場の管理は、国が直接行う場合を除き、土地改良法第 94 条の 6 に基づく管理委託により都道府県、市町村、土地改良区等が管理主体となるほか、同法第 94 条の 3 に基づく譲与により市町村、土地改良区等が管理主体となつて行う。

用水機場は受益地への用水の安定供給を目的とした施設であり、管理に要する経費については受益者の負担を伴うことから、管理に当たっては、受益者の意志を十分に反映させる必要がある。

このため、管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等の事項について、受益者間の調整及び意志決定を行うための管理組織を設け、その機能や権限等を明らかにしておく必要がある。

運用 3.2 は、管理体制の整備・確立に関する事項である。

用水機場の管理に当たっては、土地改良法第 94 条に規定する土地改良財産の取扱を定めた土地改良財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 23 号。以下「取扱規則」という。）第 5 条第 1 項に基づき定められた操作規程（以下「操作規程」という。）を遵守しなければならない。また、河川法第 90 条に基づく水利使用規則で管理規程・取水規程を定めることになっている場合は、その管理規程・取水規程及び関係法令を遵守しなければならない。

さらに、施設管理者は、管理体制を整備・確立し、設備の規模等に応じた適正な管理技術者を定め、安全かつ確実に管理を行うものとする。管理技術者の要件については、電気事業法（電気主任技術者）、電波法（無線従事者）、消防法（危険物取扱者）、労働安全衛生法（クレーン・デリック運転士免許所持者）等で定められており、規制の対象となることがあるので注意を要する。

一方、経験豊富な管理要員の交代後に支障が生じないように、計画的な人員管理や管理要員の研修の機会を確保するとともに、少人数で管理を行う場合は、監視操作制御設備等の情報機器の利用により管理内容の充実を図る必要がある。

なお、電気主任技術者の選任に当たっては、一定の要件を満たせば、保安管理業務外部委託承認制度の活用も可能である。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>4 気象・水象の観測及び情報収集</p> <p>用水機場の管理を適正に行うため、当該用水機場地点及び近傍の気象・水象について所要項目の観測並びに他機関から情報収集を行い、利水管理及び運転管理に活用するものとする。</p>	<p>4.1 気象・水象の観測及び情報収集</p> <p>用水機場の管理に当たっては、当該用水機場地点及び近傍の気象・水象について所要項目の観測並びに他機関から情報収集を行い、利水管理及び運転管理に活用するものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

基準 4 は、気象・水象の観測及び情報収集に関する規定である。

運用 4.1 は、気象・水象の観測及び情報収集に関する事項である。

用水機場の管理上必要な取水可能量や必要水量の把握・予測のため、当該用水機場地点及びその近傍において、気象・水象の観測並びに他機関から情報を収集することが必要である。

用水機場の適正な管理には、気象庁情報等、他機関の観測データや予測情報が有用であることから、積極的に入手するものとする。また、上流にダム等がある場合は、そこで観測・公表されている降水量、流入量、放流量、貯水量等の時々刻々のデータについても入手するものとする。

得られた観測データ等については、用水機場の管理の基礎資料として整理・集約し、計画的な利水管理及び運転管理に活用を図るものとする。

観測・情報収集項目については、用水機場の水源の特徴や受益地域の水利用特性を考慮し、下記より必要に応じて選択するものとする。

(1) 必要な観測・情報収集項目

- ・天候
- ・気温
- ・降水量（降雪量）
- ・河川の水位・流量又は湖沼・貯水池等の水位・流入量・放流量（河川取水等の場合）
- ・用水機場（吸込水槽あるいは地下水、吐出し水槽）の水位
- ・取水量（河川取水等の場合）
- ・揚水量
- ・配水量
- ・その他操作規程により定められた項目

(2) 地域の実情に応じて観測又は情報を収集する項目例

- ・日射量・日照時間
- ・風向・風速
- ・湿度
- ・積雪深
- ・水温及び結氷
- ・水質

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
	<p>4.2 観測施設の設置及び管理</p> <p>気象・水象の観測施設は、必要な精度を有する機器を選定の上、適切な場所に設置するものとする。また、設置環境の変化等により観測データに影響を与える場合は、機器の補正や観測施設の移設等を行い、適正な管理を行うものとする。</p> <p>4.3 河川流況等の把握</p> <p>気象・水象の観測結果に基づき、当該地域の気象特性を把握するとともに、河川取水の場合には、取水地点での流況特性を十分把握しておくものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

運用 4.2 は、観測施設の設置及び管理に関する事項である。

水位、取水量等の観測施設については、必要な精度が得られる機器を選定し、流水の影響のない場所や維持管理が容易な場所に設置する。また、吸込水槽内における土砂の堆積や観測施設のセンサ部への塵芥の付着といった設置環境の変化等により観測データに影響を与える場合には、機器の補正や維持管理の容易性を考慮した観測施設の移設等を行い、必要な精度を確保する必要がある。

運用 4.3 は、河川流況等の把握に関する事項である。

用水機場の利水管理及び運転管理のためには、気象・水象の観測結果に基づき、当該地域の気象特性を把握することが必要である。特に、河川から取水する場合、用水機場を稼働させる必要のある時期及び渇水時期の河川流況の把握が重要である。

なお、取水口の操作管理上、河川水位情報や洪水時における河川水位の上昇予測等の情報収集が必要である。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>5 利水管理</p> <p>用水機場の利水管理に当たっては、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）等を遵守するとともに、営農状況等から受益地の必要水量を的確に把握し、水源状況を勘案しつつ、農業用水を安定的に供給するため、取水管理、配水管理及び渇水時の管理を適正に行うものとする。</p> <p>また、利水管理に当たっては、省エネルギーの取組を推進するものとする。</p>	<p>5.1 利水管理の一般事項</p> <p>用水機場の利水管理に当たっては、河川法第 90 条に基づき定められた水利使用規則等を遵守するとともに、受益地の営農計画を基本として、農業用水に内在する地域用水機能も勘案しつつ、年間取水計画を作成するものとする。</p> <p>5.2 取水管理</p> <p>取水管理に当たっては、河川法第 90 条に基づき定められた水利使用規則等を遵守するとともに、受益者や市町村等の関係者と常に連携し、受益地内の営農状況、水源状況等を把握した上で、受益地で必要な水量の確保に努めるものとする。</p> <p>また、これらの状況等を記録に残すものとする。</p> <p>5.3 配水管理</p> <p>配水管理に当たっては、農業用水を有効に利用するために、配水系施設の特性と気象・水象の状況を把握した上で、営農状況等を考慮して、必要な水量の安定的供給を図るものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

基準 5 は、利水管理に関する規定である。

運用 5.1 は、利水管理の一般事項に関する事項である。

用水機場の利水管理に当たっては、河川法第 90 条に基づき定められた水利使用規則等を遵守するとともに、作物の種類、作付面積、作付時期等に基づく受益地の営農計画を基本として、農業用水に内在する防火用水、消流雪用水等の地域用水機能の発揮についても勘案しつつ、年間取水計画を作成するものとする。

年間取水計画は、農業改良普及センター、市町村、農業協同組合等から情報収集しながら、過去の取水実績を踏まえて作成する。また、受益者の代表及び施設管理者で構成される組織（以下「水利協議会」という。）等により、水源状況や水利用状況の変化に応じた年間取水計画を検討することも必要である。

なお、農業構造の変化等により、水利権の内容と営農計画等に基づく必要水量が恒常的に異なる場合は、河川管理者と協議して水利権を変更する必要があるため、日頃から受益地の営農状況や用水需要の変化等を調査し、必要水量を的確に把握しておく必要がある。また、その必要水量等の情報を、随時施設造成者に提供し、必要に応じて調整するものとする。

運用 5.2 は、取水管理に関する事項である。

取水管理に当たっては、河川法第 90 条に基づき定められた水利使用規則等を遵守するとともに、受益者や市町村等の関係者と常に連携し、受益地内の営農状況、水源状況、気象・水象の状況等を把握した上で、農業用水の有効利用に配慮して、年間取水計画に基づき行うものとする。

日誌・日報類は、適正な取水管理及び設備の維持管理に不可欠であり、管理業務内容、水源状況や取水状況の記録及び用水機場の操作記録を記載するものとする。

運用 5.3 は、配水管理に関する事項である。

配水管理では、農業用水の有効利用と運転経費の節減を念頭においた安定的な用水の供給が目標である。その際、取水に関しては水利権が関与するので、配水量は取水可能量を基本にして、需要主導・供給主導、パイプライン・開水路等の配水機構及び配水組織並びに気象・水象の状況を把握した上で、営農状況等を考慮して必要水量を決定し、合理的な取水、揚水及び配水管理を行うことが必要である。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
	<p>5.4 渇水時の管理</p> <p>渇水時の管理に当たっては、水源状況、気象・水象の状況等を的確に把握し、速やかに関係利水者と連絡、調整を図りつつ、適正な取水や地区内での水利用に努めるものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

運用 5.4 は、渇水時の管理に関する事項である。

渇水により当該用水機場の取水が満足にできない状況が予想されるときには、受益者を中心として、あらかじめ節水の時期・方法等を決めるとともに、輪番かんがい制による渇水体制や受益者への周知を徹底することが必要である。さらに、渇水時の対策や経緯を記録として整理しておくことが望ましい。

また、他の利水者も含めて構成する調整組織（以下「水利調整協議会」という。）がある場合には、当該組織を通じた渇水調整を行う必要がある。

(1) 渇水調整

渇水調整は、関係利水者が相互に水利使用を尊重して、自主的に協議を行うものであるため、水利開発の状況等により水利秩序を維持する水利調整協議会等の体制がある場合は、この秩序が尊重される。

渇水調整のときに基準とする取水量は、無降雨の期間等により必要水量に差異があるため、過去 5 か年の旬別又は半旬別の最大値を基準取水量として、作物の生育状況、水源状況、気象・水象の状況等から、節水方法及び基準取水量に節水率を乗じて求める配分量を定めることが望ましい。

また、節水開始は、会議の招集時期や受益者への連絡期間に留意して決める必要がある。

(2) 渇水体制

渇水時には、水利調整協議会等において節水期間と配分量が決定した後、水利協議会等で全区域に対し公平に配水が可能な方法を定め、受益者に周知徹底を図ることが重要である。その際、速やかに連絡することができるよう、定期的に打合せ等を行って意思疎通を図り、連絡体制を確保しておく必要がある。

農業用水の場合、節水率が低いときは各支線分水量を制限し、きめ細かい巡視及び配水管理により節水することで配分量の範囲内で対応が可能であるが、節水率が高くなるとこの方法にも限界があるため、輪番かんがい制が必要となる。

特に配水する水路が需要主導型のパイプラインの場合は、受益者との綿密な打合せにより安全かつ確実な分土工操作を行って節水に努める必要がある。

降雨等により水源が回復し、節水を解除するときは、速やかに受益者へ連絡し、日常管理に移行するものとする。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
	<p>5.5 省エネルギーの推進</p> <p>利水管理に当たっては、エネルギーの需給構造の変化等を踏まえ、省エネルギーの推進を図ることが重要である。</p> <p>また、取水管理及び配水管理における節水対策等の省エネルギーの取組を行うことにより、維持管理費の低減に努めるものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

運用 5.5 は、省エネルギーの推進に関する事項である。

利水管理に当たっては、エネルギーの需給構造の変化等を踏まえ、省エネルギーの推進を図ることが重要である。

また、取水管理及び配水管理における節水対策等の省エネルギーの取組を行うことにより、維持管理費の低減に努めるものとする。

特に、担い手への農地集積・集約化、畑地かんがい施設の整備の推進、農村の混住化の進行といった農業構造及び社会情勢の変化に伴い、周辺環境や水利用形態が変化していることから、現時点において最もエネルギー効率がよい運転管理を行っていくことが重要である。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>6 運転管理</p> <p>用水機場の運転管理に当たっては、河川法等を遵守するとともに、必要な水量を安全かつ円滑に供給するため、常に運転状況を把握しながら細心の注意をもって操作運転に当たらなければならない。</p> <p>また、災害時の迅速な対応に努めるものとする。</p>	<p>6.1 操作規程等</p> <p>用水機場の運転管理に当たっては、河川法第90条に基づき定められた水利使用規則等を遵守するとともに、土地改良法第94条に規定する土地改良財産の取扱を定めた土地改良財産取扱規則（昭和34年農林省訓令第23号。以下「取扱規則」という。）第5条第1項に基づき定められた操作規程により操作をしなければならない。</p> <p>なお、利水管理を円滑に行うため、各設備の機能を良好な状態に維持し、合理的な運転を行う必要があるため、操作要領等を定めなければならない。</p> <p>6.2 異常時の措置</p> <p>豪雨や地震等の発生に備えて、施設の管理に関する点検・連絡体制等を確立しておく必要がある。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

基準 6 は、運転管理に関する規定である。

運用 6.1 は、操作規程等に関する事項である。

用水機場の運転管理に当たっては、河川法第 90 条に基づき定められた水利使用規則等を遵守するとともに、操作規程により操作をしなければならない。

用水機場の操作規程は、取水・配水の時期、水量、水位及び方法を定めるとともに、用水機場の円滑な運転管理を行うことを規定するものである。

なお、操作規程で示されていない運転管理に関する詳細事項は、操作要領等に定めておくものとする。

用水機場の運転管理を行う管理要員は、取扱説明書、設備構造図、電気系統図等の完成図書の内容を熟知の上、常に運転状況を把握しながら細心の注意をもって当たる必要がある。また、揚水期間は連続運転を行うため、運転開始前に試運転を行い、ポンプの揚水能力及び設備の状態をあらかじめ確認する必要がある。

運用 6.2 は、異常時の措置に関する事項である。

異常時に備え、あらかじめ防災計画等を立て、異常時にはこれに基づき必要な措置をとり、遅滞なく処理するものとする。なお、防災計画等には臨時点検表等を添付し、適切な対応をとる必要がある。

(1) 洪水対策

気象庁等から大雨、暴風等の特別警報・警報・注意報が発表され、豪雨や洪水の発生が予想されるときは、その段階に応じて必要な措置をとり、管理に努めるものとする。

(2) 地震対策

地震は震度の大きさにより、その影響が各施設に及ぶため、地震が発生したときは、必要に応じて各構造物及び設備の点検を行わなければならない。

(3) 雷対策

電気工作物、通信制御機器等の雷対策については、それぞれ関係法令に基づき、外部雷対策及び内部雷対策を講ずる必要がある。また、事前に雷の発生が予想されるときは、直ちにポンプ設備等の運転停止、受電設備の開閉器の開放等して、事故の防止に努める必要がある。電気工作物、通信制御機器等に落雷の影響があったと想定されるときは、詳細調査等を行わなければならない。

(4) 水質事故対策

油の流出事故等、水質障害による農業用水への影響が懸念される事態が生じたときは、用水機場（吸込水槽等）への流入防止対策やポンプの運転停止を速やかに行う必要がある。

(5) 停電対策

停電発生時には、設備の点検を行い、異常・損傷の有無及び原因を確認するものとする。その際、ポンプの運転が急停止することでウォータハンマが発生する可能性があるため、留意する必要

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
	<p data-bbox="651 757 1398 837">6.3 業務継続計画（Business Continuity Plan : BCP）の整備</p> <p data-bbox="651 853 1398 1028">施設管理者は、豪雨や大規模地震等により土地改良施設が被災し、人員や情報等に制約のある状況下において、土地改良施設機能の継続及び早期回復を図る業務継続計画について、必要に応じてその整備に努めるものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

がある。

また、運転再開に当たっては、あらかじめ送水系施設の充水方法等の対応方針を定めておく必要がある。

(6) 設備の故障時の対応

設備の故障時には、早急に発生状況を確認し、取扱説明書等の完成図書に基づき復旧に努めるものとする。

また、設備を復旧させるための措置に当たり、施設管理者において判断が困難な場合は、専門技術者に対応を依頼する。

運用 6.3 は、業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の整備に関する事項である。

高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震や首都直下型地震といった巨大地震、近年の集中豪雨の増加等を始めとして、日本全国どこにおいても大規模災害が発生する可能性がある。

業務継続計画は、大規模災害が生じ、活用できる資源（ヒト、モノ、情報、ライフライン等）が制限された状況において、施設に関する被害の拡大を防ぎ、施設の機能回復のために優先すべき業務を特定し、業務継続に必要な措置を講ずることで適切な業務執行を行うことを目的としている。

施設管理者は、必要に応じてその整備に努めるものとする。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>7 構造物の保安全管理</p> <p>用水機場の正常な機能を維持するため、構造物の点検を行うとともに、国が策定する機能保全計画等を参考として、長寿命化を図る計画的な整備を実施するものとする。</p>	<p>7.1 構造物の点検及び整備</p> <p>用水機場の構造物について、劣化等による機能低下の予防又は機能回復に資するため、目視・計測等の項目と周期を定めて計画的に点検を実施し、変状やその要因を把握するものとする。</p> <p>点検結果に応じて整備を行い、常に良好な状態に保つものとする。</p> <p>また、整備に当たっては、周辺環境との調和に配慮するものとする。</p> <p>7.2 臨時の点検</p> <p>大雨、洪水、一定規模以上の地震等が発生した場合、あるいは、用水機場の保安全管理上必要と認められる場合は、用水機場の状態を把握するため臨時の点検を速やかに行うものとする。また、構造物の損壊等の異常かつ重大な状態が発見された場合には、速やかに関係機関に対し、その旨を報告するものとする。</p> <p>7.3 応急措置</p> <p>点検の結果、用水機場の保安全管理上整備が必要と認められる場合は、速やかに応急措置を行い、用水機場の安全性の確保に努めるものとする。また、応急措置を行った場合には、速やかに関係機関に対し、その旨を報告するものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

基準 7 は、構造物の保安全管理に関する規定である。

運用 7.1 は、構造物の点検及び整備に関する事項である。

用水機場は、種々の設備を結集した総合施設である。用水機場内のポンプ設備や附帯設備はもちろんのこと、吸込水槽、吐出し水槽、建屋等の構造物についても適切な管理を行い、正常な機能を維持しなければならない。

構造物の目視・計測等の点検は、劣化等による機能低下の予防又は機能回復に資するため、ひび割れ、変位、変形、漏水、沈下等の変状について、立地条件等に応じた点検項目や点検周期を設定し、管理施設の配置等を考慮した上で点検順路を定め、計画的に実施する。

点検の結果、必要と判断される場合には、適切な整備を実施するものとする。

また、地域の田園環境整備マスタープランを踏まえ、整備の内容や規模に応じて、周辺環境との調和や施工に伴う環境負荷の低減についても配慮する必要がある。

運用 7.2 は、臨時の点検に関する事項である。

臨時の点検は、次の場合に実施するものとする。

- ・大雨については、当該用水機場地点で3年に1回程度発生する日雨量以上の場合
- ・洪水については、3年に1回程度発生する洪水量以上の場合
- ・地震の発生については、周辺で得られる気象庁の震度観測結果が一定規模（通常震度4）以上の場合
- ・直撃雷又は誘導雷による被害が発生した場合
- ・その他必要と認められる場合

臨時の点検の結果、構造物の損壊等の異常かつ重大な状態が発見された場合には、速やかに関係機関に報告するものとする。

運用 7.3 は、応急措置に関する事項である。

点検の結果、漏水、コンクリート表面のひび割れ及び操作上支障となる用水機場の異常が発見された場合は、速やかに応急措置を施さなければならない。

応急措置に入る前には、用水機場周辺の住民に危害が及ばないよう対策を行うものとする。

また、応急措置を行った場合には、速やかに関係機関に報告するものとする。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
	<p>7.4 構造物の管理記録の整理、活用</p> <p>構造物の観測・計測データ、点検・調査の結果、補修の経過等の管理記録について整理・保管し、その活用を図るものとする。</p> <p>7.5 構造物の長寿命化を図る保全管理</p> <p>用水機場の正常な機能を維持しつつ、効率的な運用を図るため、構造物の点検や、国が策定する機能保全計画等を参考とした整備を実施し、構造物の長寿命化を図る保全管理を行うことにより、機能を長期にわたって維持するとともに、ライフサイクルコストの低減に努めるものとする。</p> <p>7.6 用水機場周辺の整備及び環境保全</p> <p>用水機場の機能を正常に維持するため、吸込水槽等に溜まる塵芥の処理、堆積土砂の排除、場内の除草・清掃及び周辺の整備を行うものとする。また、用水機場からの騒音、振動及び排出ガスの発生については、関係法令等を遵守し、適切な環境保全対策を講ずるものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

運用 7.4 は、構造物の管理記録の整理、活用に関する事項である。

構造物の点検、整備等に関する管理記録は、容易に検索でき、かつ、関連する記録と対比できるように整理・保管し、日常管理及び整備、改築の際、又は異常時の措置等に活用するものとする。

また、施設管理者は、農業水利施設の諸元、維持管理記録、補修等履歴、機能診断結果等の施設情報の一元的な管理を目的として国が運用する農業水利ストック情報データベースシステム（以下「ストック DB」という。）へ管理記録情報を提供するとともに、補修等の経緯の把握・蓄積のためにこれを活用し、農業水利施設の適正な機能保全とライフサイクルコストの低減に向けた取組に努めるものとする。

運用 7.5 は、構造物の長寿命化を図る保全管理に関する事項である。

用水機場の正常な機能を維持しつつ、効率的な運用を図るため、構造物の点検及び整備を実施し、構造物の長寿命化を図る保全管理に努めるものとする。

整備の実施に当たっては、施設の使用状況や重要度、国が策定する機能保全計画等を参考に、点検整備費、更新費、更新時期、設備の整備等を考慮して総合的に検討することにより、長期にわたり機能を維持するとともに、維持管理費や将来の更新費を減らし、ライフサイクルコストの低減に努めるものとする。

運用 7.6 は、用水機場周辺の整備及び環境保全に関する事項である。

用水機場周辺の整備に当たっては、その機能に著しい影響を与える塵芥、堆積土砂等の要因を確実に排除するものとする。塵芥、堆積土砂等が常態化している場合は、原因を調査して管理方法の工夫や改善のための整備に努めるものとする。

また、混住化の進行等による変化を踏まえつつ、周辺環境との調和に配慮し、清掃、破損箇所の補修等を行う必要がある。

なお、整備により発生した廃棄物等の処分を行う際には、関係法令等を遵守しなければならない。

(1) 塵芥の処理

取水口や導水路等を経て用水機場に流入したごみがスクリーンに付着すると、スクリーンの上下流に大きな水位差が生じ、吸込水位が低下して、ポンプの運転に支障が生じる。また、ビニール類、木材等がスクリーンを通過してポンプ内に入った場合、ポンプの羽根車を破損したり、絡まって閉塞したりして、ポンプの故障原因となるので注意を要する。

(2) 堆積土砂の排除

吸込水槽やその周辺に土砂が堆積すると吸込水槽内に渦や乱れが生じ、ポンプの運転時に次のような悪影響が出ることもあるため、必要に応じて排除しなければならない。

- ・騒音や振動の助長、キャビテーションの発生
- ・空気の吸込みによる性能低下や運転不能
- ・旋回流が生じ、水量不足又は水量過大による主ポンプの性能低下、水量過大による主原動機

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
	<p>7.7 人身に対する安全管理</p> <p>用水機場及びその周辺において、管理要員や周辺住民等の安全を確保するため、保安設備の設置等、安全対策を実施するとともに、適正な管理により事故の防止に努めるものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

の過負荷

- ・羽根車、スリーブ及び水中軸受の摩耗
- ・満水検知器、落水検知器等の部品類への泥の付着による誤作動
- ・水位計の作動不良

(3) 用水機場周辺の良好な環境の維持

用水機場の保全管理に当たっては、揚水機能を確保するだけでなく、環境を維持することにも配慮した管理方法を定め、用水機場周辺の清掃、破損個所の補修、樹木のせん定、除草、案内板の内容変更等を適宜適切に行うことが必要である。

また、堤防等の除草を実施する際は、構造物の破損、変位、沈下、土地の状況変化、漏水等の有無を確認するものとする。

なお、事前に河川管理者の許可等の必要性を確認し、適正に対応するものとする。

(4) 騒音・振動対策

用水機場からの騒音・振動については、それらに関する各規制法令や自治体が別途定める条例等に適合していなければならない。適合していない場合には、発生源の発生機構や伝達経路等の原因を究明し、適切な措置をとらなければならない。

(5) 排出ガス対策

ポンプ設備、自家用発電設備等の原動機としてディーゼル機関やガスタービンを用いる場合は、大気汚染防止法による排出ガス規制があるので、これを遵守しなければならない。

運用 7.7 は、人身に対する安全管理に関する事項である。

用水機場及びその周辺において、管理要員や周辺住民等の安全を確保するため、保安設備を設置するとともに、点検及び整備を行い、事故発生の未然防止に努めなければならない。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>8 設備の保安全管理</p> <p>用水機場の正常な機能を維持するため、設備の点検を行うとともに、国が策定する機能保全計画等を参考として、長寿命化を図る計画的な整備を実施し、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。</p>	<p>8.1 設備の点検及び整備</p> <p>用水機場の設備について、劣化等による機能低下の予防又は機能回復に資するため、目視・計測・作動確認等の項目と周期を定めて計画的又は臨時に点検を実施しなければならない。さらに、定期的又は点検結果に応じて整備を行い、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。</p> <p>8.2 完成図書等の整理・保管</p> <p>設備の取扱説明書等の完成図書は、整理・保管するものとする。</p> <p>また、附属品及び予備品についても、これを適切に保管するものとする。</p> <p>8.3 設備の管理記録の整理、活用</p> <p>設備の観測・計測データ、点検・調査の結果、補修の経過等の管理記録について整理・保管し、その活用を図るものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

基準 8 は、設備の保全管理に関する規定である。

運用 8.1 は、設備の点検及び整備に関する事項である。

設備の保全管理は、用水機場の正常な機能の維持に大きく影響するため、計画的に点検及び整備を実施し、常に運転が可能なように設備全体の高い信頼度を確保していく必要がある。

設備は、損傷、摩耗、変形、劣化等により機能が低下し、故障の原因ともなるため、これを未然に防止し、又は、機能回復させるために、日常、定期、休止期間等の適切な周期で計画的に点検を行う。雷の多い地域においては、雷害等による事故に対して速やかに対応できる体制を整えておくことも必要である。

点検の結果、必要と判断される場合には、適切な整備を実施するものとする。

また、洪水・地震・落雷の事後、あるいは日常管理においても計測値等に異常が確認された場合には、臨時の点検を行い、点検結果に応じて速やかに応急措置を講じ、整備を実施するものとする。

なお、原動機、電源設備、クレーン設備等、設備によっては法令等で点検の実施を規定されているものがあるので注意する。

運用 8.2 は、完成図書等の整理・保管に関する事項である。

ポンプ設備、附帯設備等の点検及び整備を行うには、構造、規格、仕様や取扱いを理解して状態を判断する必要がある。そのため、各設備の構造や取扱方法を記した取扱説明書等の完成図書を整理・保管して、いつでも利用できるようにしておく必要がある。

また、必要な附属品及び予備品を適切に保管するとともに、使用した場合は速やかに補充しておく必要がある。

運用 8.3 は、設備の管理記録の整理、活用に関する事項である。

設備の点検、整備等に関する管理記録は、容易に検索でき、かつ、関連する記録と対比できるように整理・保管し、日常管理及び整備、異常時の措置等に活用するものとする。

経年的に変化するデータは計測値のグラフ化等の処理により、傾向の把握が容易となり、予防保全のデータとしても活用できる。

また、施設管理者は、ストック DB へ管理記録情報を提供するとともに、補修等の経緯の把握・蓄積のためにこれを活用し、農業水利施設の適正な機能保全とライフサイクルコストの低減に向けた取組に努めるものとする。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
	<p>8.4 ポンプ設備</p> <p>ポンプ設備は、確実に運転できるよう計画的に点検及び整備を行い、管理するものとする。</p> <p>8.5 附帯設備</p> <p>附帯設備は、確実に運転できるよう計画的に点検及び整備を行い、管理するものとする。</p> <p>8.6 パイプライン設備</p> <p>パイプライン設備は、いずれもシステムとして運用されるものであるから、各機器が確実に作動するよう計画的に点検及び整備を行い、管理するものとする。</p> <p>8.7 設備の長寿命化を図る保全管理</p> <p>用水機場の正常な機能を維持しつつ、効率的な運用を図るため、設備の点検や、国が策定する機能保全計画等を参考とした整備を実施し、設備の長寿命化を図る保全管理を行うことにより、機能を長期にわたって維持するとともに、ライフサイクルコストの低減に努めるものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

運用 8.4 は、ポンプ設備に関する事項である。

ポンプ設備は、操作するときに正常な運転ができるよう計画的に点検及び整備を行う必要がある。

ポンプ設備は、主ポンプ、主原動機、動力伝達装置、弁類、補機設備及びこれらの装置を運転させるための冷却・燃料・空気・給油等の系統配管並びにポンプを安全かつ確実に運転するためのセンサ等の保護装置で構成される。点検項目は各装置により異なるが、取扱説明書等の完成図書に従い、目視、指触、聴音、計器による測定等により正常であることを確認する。異常を発見した場合は、その原因を把握するとともに、状況に応じて速やかに応急措置し、必要な整備を行うこととする。

運用 8.5 は、附帯設備に関する事項である。

附帯設備は、操作するときに正常な運転ができるよう計画的に点検及び整備を行う必要がある。

附帯設備は、水門設備、除塵設備、クレーン設備、換気設備及び屋内排水設備がある。点検項目は、各設備の取扱説明書等の完成図書に従い、目視、指触、聴音、計器による測定等により正常であることを確認する。異常を発見した場合は、その原因を把握するとともに、状況に応じて速やかに応急措置し、必要な整備を行うこととする。

なお、クレーン設備については、法定検査を受けるとともに、その有効期限内であっても 1 年以内ごとに自主検査を行わなければならない。

運用 8.6 は、パイプライン設備に関する事項である。

ポンプ設備を伴うパイプライン設備は、管水路とそれに附帯する各種施設で構成され、システムとして運用されるものであるから、一箇所の施設の不具合が全体の機能に影響する。そのため、水位（圧力）又は流量を境界条件として、相互に影響を及ぼし合う範囲までの機能チェックが必要である。

運用 8.7 は、設備の長寿命化を図る保全管理に関する事項である。

用水機場の正常な機能を維持しつつ、効率的な運用を図るため、設備の点検及び整備を実施し、設備の長寿命化を図る保全管理に努めるものとする。

整備の実施に当たっては、機器の種類、使用状況、重要度や故障頻度、国が策定する機能保全計画等を参考に、点検整備費、更新費、更新時期、構造物の整備等を考慮して総合的に検討することにより、長期にわたり機能を維持するとともに、維持管理費や将来の更新費を減らし、ライフサイクルコストの低減に努めるものとする。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>9 土地改良財産の管理</p> <p>土地改良財産（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 94 条に規定する土地改良財産をいう。）の管理については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び土地改良法並びにこれらの法律に基づく政令、省令、訓令、通知等に定めるところによらなければならない。</p>	<p>9.1 管理受託のための準備</p> <p>土地改良財産（土地改良法第 94 条に規定する土地改良財産をいう。以下「財産」という。）の予定管理者は、国営土地改良事業の完了に当たり、あらかじめ、法令上必要な手続を進めなければならない。</p> <p>その際、予定管理者は、受託後の管理が適正かつ円滑に行われるよう、管理要員の確保や管理技術の習得に努める等、管理体制の整備を図らなければならない。</p> <p>9.2 管理委託協定の締結</p> <p>予定管理者は、財産の管理を受託するに当たり、取扱規則第 5 条に基づき、国と管理委託協定を締結し、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>9.3 管理費予算の作成</p> <p>管理受託者は、管理受託した財産の管理費予算を作成するに当たって、当該予算によってこの基準に適合した管理が行えることを目標としなければならない。</p> <p>その際、管理受託者は、管理費に充当するための組合員に対する賦課金が年度により著しく変動することのないよう配慮し、中・長期計画の下に管理費予算を作成するよう努めるものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

基準 9 は、土地改良財産（土地改良法第 94 条に規定する土地改良財産をいう。以下「財産」という。）の管理に関する規定である。

運用 9.1 は、管理受託のための準備に関する事項である。

予定管理者が財産の管理受託を受ける場合、土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号の事業として、あらかじめ、計画概要の公告、三条資格者の 3 分の 2 以上の同意取得、維持管理事業計画の決定、都道府県知事に対する事業認可申請等、一連の法手続をとらなければならない。

電気主任技術者等のように、法令に基づく必要な管理技術者の確保はもとより、適正かつ円滑な管理に必要な管理要員の確保と養成のために、予定管理者は管理受託開始前から計画的に管理体制の整備に取り組まなければならない。

運用 9.2 は、管理委託協定の締結に関する事項である。

管理委託協定は、取扱規則第 5 条並びに土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知について（昭和 60 年 4 月 1 日付け 60 構改 B 第 499 号構造改善局長通知。以下「基本通知」という。）別添第 3 に基づき締結するものとする。財産の移管については、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 57 条の規定に基づき、管理委託協定で定める移管の日に、国の財産管理部局職員と管理受託者の代表とが実地で立会いの上引き継ぐこととし、引継ぎの時点から管理受託者は管理の責に任ずることになる。

管理受託者は、土地改良法施行令第 58 条の規定に基づき、受託に係る財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

運用 9.3 は、管理費予算の作成に関する事項である。

管理委託協定では、管理受託者が管理費を負担すべきことを定めているだけで、その予算をどのように編成するかは管理受託者に任せている。しかし、適正な管理を行うためには、基準に適合した管理をするための予算措置が必要である。

その際、管理受託者は、管理費に充当するための組合員に対する賦課金が年度により著しく変動することのないよう配慮し、中・長期計画の下に管理費予算を作成するよう努めるものとする。

なお、予算措置に当たっては、国の助成事業や地方公共団体の助成を有効に活用し、管理水準を確保するとともに、日頃から維持管理費の節減に対する努力も重要である。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
	<p>9.4 財産の他目的使用等</p> <p>管理受託者は、管理受託した財産を他目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させようとする場合には、国の承認を受けなければならない。</p> <p>この承認申請は、他目的使用等が財産の本来の用途又は目的を妨げないものであり、関係農家の利益に反しない場合に限り行うことができる。</p> <p>なお、財産の他目的使用等の場合の使用料算定及び徴収については、別に定めるところにより、適正な処理を行うものとする。</p> <p>9.5 財産の共有持分付与</p> <p>管理受託者が管理受託する財産について、発電事業、水道事業等公共目的の利水に使用するため、国が当該利水者に対して共有持分を付与しようとする場合、管理受託者は、あらかじめ国、都道府県及び共有持分申請者と共有持分付与に関して意見の調整をしなければならない。</p> <p>管理受託者が管理受託する財産について、共有持分付与が行われる場合、管理受託者は、当該施設の維持管理事業計画の変更手続をとるものとする。また、管理受託者は、国からの協議を受け、管理委託協定の変更手続をとるものとする。</p> <p>管理受託者が共有持分施設の管理を行うに当たっては、国、共有持分者及び管理受託者の関係者間で締結する当該施設の共同管理協定によらなければならない。</p> <p>9.6 財産の改築、追加工事等</p> <p>管理受託者は、改築、追加工事等について、当該工事を行おうとする者から申出を受けた場合は、あらかじめ国の承認を受けなければならない。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

運用 9.4 は、財産の他目的使用等に関する事項である。

財産の他目的使用等とは、管理受託した財産を他目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させるもので、当該財産の本来の用途又は目的を妨げないものであり、関係農家の利益に反しない場合に限り行うことができるとしている。

他目的使用等を行う場合、管理受託者は、土地改良法施行令第 59 条の規定に基づき、財産の他目的使用等の承認申請関係書類を地方農政局長等に提出する。その際、承認の基準は基本通知 5-0-1 に定められている。

また、使用料算定の基準は基本通知 5-0-4 に、使用料の徴収は基本通知 5-0-5 から 5-0-8 に定められている。

運用 9.5 は、財産の共有持分付与に関する事項である。

国営土地改良事業の完了後、基幹的な土地改良施設を構成する財産について、発電事業、水道事業その他公共の利益となる事業（以下「公益事業」という。）の用に兼ねて供する必要が生じた場合にあっては、土地改良法第 94 条の 4 の 2 第 2 項に基づき、当該公益事業を行う者に共有持分を与えることができることとしている。その場合には、取扱規則第 22 条の 3 及び基本通知 8-土 22 の 3-1 から 8-土 22 の 3-3 に定める所要の手続を経て行うものとする。

運用 9.6 は、財産の改築、追加工事等に関する事項である。

財産について、国営土地改良事業の工事以外の工事により当該財産の原形に変更を及ぼすような工事を改築、追加工事等と定義しており、当該工事を行おうとする者がある場合には、取扱規則第 5 条、第 14 条、第 14 条の 2 及び基本通知 6-土 5-1、6-土 14 の 2-1 に定める所要の手続を経て行うものとする。

基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
	<p>9.7 他の法令による管理との関係</p> <p>管理受託者が管理受託する財産について、道路法（昭和27年法律第180号）による兼用工作物となった場合並びに河川法による河川の指定及び河川管理施設又は兼用工作物となった場合、国が協議した管理方法、費用負担等に基づき、維持管理事業計画及び管理委託協定の変更手続をとるものとする。</p> <p>9.8 管理台帳の備付け</p> <p>管理受託者は、受託に係る財産について、その内容を記載した管理台帳を備えておかなければならない。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

運用 9.7 は、他の法令による管理との関係に関する事項である。

財産について、道路法による兼用工作物となった場合並びに河川法による河川の指定及び河川管理施設又は兼用工作物となった場合、国が協議した管理方法、費用負担等に基づき、維持管理事業計画及び管理委託協定の変更手続をとるものとする。

運用 9.8 は、管理台帳の備付けに関する事項である。

管理受託者は、土地改良法施行令第 62 条の規定に基づき、その受託に係る財産の内容を記載した管理台帳を備えておかなければならない。また、管理台帳の記載事項に変更があった場合は、その都度変更内容を記載しなければならない。

なお、利害関係者から管理台帳の閲覧を求められたときは、土地改良法施行令第 68 条の規定に基づき、無償で閲覧させなければならない。